

# 平成 30 年度 第 2 回 八戸市地域包括支援センター運営協議会

日 時 平成 31 年 2 月 6 日 (水) 午後 1 時 30 分  
場 所 八戸市庁本館 3 階 議会第一委員会室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) 平成 31 年度地域包括支援センター運営方針について …………… 資料 1

(2) 地域ケア推進会議について …………… 資料 2

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者 ……  
の承認について 資料 3

(4) その他

### 3. 閉 会

## 平成 31 年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について

介護保険法第 115 条の 47 第 1 項において、市町村は包括的支援事業の実施に係る方針を示して、包括的支援事業を委託することができることとされている。

また、介護保険法施行規則第 140 条の 67 の 2 において、包括的支援事業を委託する者に対し、同条各号に示す内容を勘案して包括的支援事業の実施方針を示すものとされていることから、平成 31 年度における委託型地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）の運営にあたり、その方針について検討するものである。

なお、市町村が直接運営するセンターについても、平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、運営方針を定めることが望ましいとされていることから、併せて八戸市地域包括支援センターの方針についても検討するものである。

### 根拠条文等

#### ○介護保険法

（実施の委託）

第 115 条の 47 市町村は、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

#### ○介護保険法施行規則

（包括的支援事業の実施に係る方針の提示）

第 140 条の 67 の 2 市町村は、包括的支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 1 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 3 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 4 第 1 号介護予防支援事業の実施方針（下線部：介護予防ケアマネジメント）
- 5 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
- 6 法第 115 条の 48 第 1 項に規定する会議の運営方針（下線部：地域ケア会議）
- 7 当該市町村との連携方針
- 8 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 9 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

#### ○地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

##### 3 市町村の責務

##### (1) 設置

##### ②市町村との役割分担及び連携の強化

（略）また、市町村が直接運営するセンター（以下「直営型センター」という。）の場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様に運営方針を定めることが望ましい。

## 平成 31 年度 八戸市地域包括支援センター運営方針（案）

### 1. 地域包括ケアシステム構築について

八戸市高齢者福祉計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、すなわち「地域包括ケアシステム」を構築し、「誰もが安心と生きがいをもって暮らせる、ふれあいのある健康で明るい社会づくり」を目指す。

### 2. 介護予防の推進について

利用者が主体的に取り組むことができるよう働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出すことができるように支援する。

また、高齢者に発生しやすいサルコペニアやフレイルは、生活の質の低下や要介護状態となるリスクを高めることから、運動機能向上及び低栄養状態の予防への取組を強化する。

### 3. 認知症総合支援事業の推進について

各高齢者支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や認知症の人やその家族への支援を行う。

### 4. 地域ケア会議の運営について

地域ケア個別会議の実施に当たっては、医療、介護等の専門職を始め、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討する。

また、地域ケア個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として圏域ケア推進会議を開催し、圏域における地域包括ケアシステムの強化、構築に努める。

### 5. 公正性及び中立性確保について

八戸市地域包括支援センター運営協議会での協議内容を踏まえ、適切な運営、公正・中立性の確保、その他円滑な運営を図る。

また、利用者のサービス利用が特定の事業者には偏らないように配慮する。

### 6. ニーズに応じて重点的に行うべき業務について

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等を活用し、担当圏域の地域特性や実情の分析を行い、ニーズに応じて重点的に行うべき業務を明確にした上で、地域の関係機関と効果的に連携を図りながら、適切な業務を行う。

### 7. 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築について

地域ケア会議や在宅医療・介護連携ツールの活用、民生委員定例会や地域の会合への参加等、様々な機会を通じて、医療・介護関係者や地区社会福祉協議会等の地域関係者との連携を図り、ネットワーク構築に努める。

### 8. 第 1 号介護予防支援事業について

介護予防と自立支援の視点を踏まえ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者自らの選択に基づき、一般介護予防事業や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な支援を行う。

## 9. 介護支援専門員に対する支援及び指導について

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、包括的支援事業研修会等活用し、介護支援専門員の資質向上及びネットワーク構築を図る。

また、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例については、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

## 10. 八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターの連携について

八戸市地域包括支援センターは、基幹型のセンターとして高齢者支援センターを統括し、指導監督や後方支援を行うことにより、圏域ごとのサービスの格差解消及び業務水準の向上を図り、高齢者に対するきめ細やかな支援を確保する。

高齢者支援センターは、高齢者の誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心・安全で自立した生活を送れるよう、保健師（看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種のチームアプローチにより包括的支援及び介護予防支援を行う。

八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、定期的に打合せを行うなど情報共有に努め、連携して効率的に業務を行う。

また、八戸市地域包括支援センターによる事業運営に関する点検・評価とあわせて、高齢者支援センター自らも自己点検・自己評価を行うことで、業務水準の向上を図り、効果的な事業運営を安定的・継続的に行う。

なお、各事業に係る八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターの役割分担については、別紙のとおりとする。

### 【活動指標】

内容	八戸市地域包括支援センター	高齢者支援センター
2. 介護予防の推進		
介護予防実態把握	—	300件以上
介護予防教室の開催	—	24回以上
ボランティアの育成・活用	—	10回以上
3. 認知症総合支援事業の推進		
認知症地域支援推進員の配置	6人以上	1人以上
4. 地域ケア会議の運営		
地域ケア個別会議の開催	—	6回以上
圏域ケア推進会議の開催	—	2回以上
地域ケア推進会議の開催	1回以上	—
9. 介護支援専門員に対する支援及び指導		
介護支援専門員の個別支援	—	相談件数分

八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターの業務内容及び役割分担

事業名		八戸市地域包括支援センター	高齢者支援センター
包括的支援事業	総合相談支援事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号)	○見守りネットワークの普及啓発 ○高齢者、家族等からの相談・対応、後方支援	○見守りネットワークの普及啓発 ○高齢者町内見守りネットワーク連絡会への支援 ○高齢者、家族等からの相談・対応、支援 ○高齢者の実態把握 ○高齢者の安否確認にかかる対応、支援
	権利擁護事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号)	○権利擁護に関する相談・対応 ○虐待・困難事例への対応、後方支援 ○高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の開催 ○虐待判定会議・措置の実施 ○高齢者虐待防止研修会の開催 ○成年後見制度の市長申立て等の実施 ○虐待防止や成年後見制度等に関する普及啓発 ○市民後見推進事業の実施（一部委託） ○成年後見センター事業（委託）	○権利擁護に関する相談・対応 ○高齢者虐待（疑いを含む）の事実確認、必要な支援の実施（訪問・ケース会議の実施、措置実施の要求等） ○困難事例への対応、支援 ○成年後見制度に関する説明や関係機関の紹介、市長申立てにつなげる等の支援 ○虐待防止や成年後見制度等に関する普及啓発
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号)	○包括的支援事業研修会の開催 ○困難ケース対応等介護支援専門員への支援（後方支援）	○地域ケアマネジメント事例検討会開催時支援 ○困難ケース対応等介護支援専門員への支援
	在宅医療・介護連携推進事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号)  (ア)地域の医療介護の資源の把握 (イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (ロ)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 (ハ)医療・介護関係者の情報共有の支援 (ニ)在宅医療・介護連携に関する相談支援 (ホ)医療・介護関係者の研修 (ヘ)地域住民への普及啓発 (ヘ)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	(ア)はちのへ医療・介護連携マップの作成 (イ)医療と介護の多職種連携意見交換会の年 3 回の開催 (ロ)ICT ツールを活用した主治医・副主治医制の構築 (ロ)ICT ツールを活用した連携の推進 (ハ)在宅療養相談窓口の設置運営 (ニ)医療と介護の多職種連携研修会の開催 (ヘ)パンフレットや HP による在宅医療・介護の普及啓発 (ヘ)八戸圏域 8 市町村共通の入退院調整ルールの実運用	(イ)医療と介護の多職種連携意見交換会への参加 (ロ)(イ)ICT ツールを活用した連携 (ロ)医療と介護の多職種連携研修会への参加 (ロ)入退院調整ルールによる対応

事業名		八戸市地域包括支援センター	高齢者支援センター
包括的支援事業	生活支援体制整備事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号)	○生活支援コーディネーター（第 1 層）の配置 ○生活支援体制整備推進協議会（第 1 層協議体）の開催 ○ワークショップ（第 2 層協議体）の企画運営	○生活支援コーディネーター（第 2 層）の配置 ○ワークショップ（第 2 層協議体）の開催支援
	認知症総合支援事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号)	○認知症地域支援推進員の配置・活動支援 ○認知症ケアパスの作成・活用促進 ○高齢者福祉合同研修会の開催 ○認知症初期集中支援事業の実施（チーム員会議・検討会の開催等） ○嘱託医への相談	○認知症地域支援推進員の活動 ○認知症ケアパスの活用・普及 ○高齢者福祉合同研修会への参加 ○認知症初期集中支援チームとしての対応・活動、チーム員会議等への参加
	地域ケア会議の実施（法第 115 条の 48）	○地域ケア個別会議、圏域ケア推進会議の開催支援 ○地域ケア推進会議の開催	○地域ケア個別会議の開催 ○圏域ケア推進会議の開催
	家族介護支援事業 (法第 115 条の 45 第 3 項第 2 号)	○認知症サポーター養成講座の実施・啓発 ○認知症サポーターフォローアップ研修会の開催 ○キャラバン・メイトフォローアップ研修会の開催 ○認知症フォーラムの開催（委託） ○八戸あんしんカード事業の実施、啓発	○認知症サポーター養成講座の普及啓発 ○八戸あんしんカード事業の啓発
総合事業	第 1 号介護予防支援事業 (法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ)	○介護予防・生活支援サービス利用者のケアマネジメント	○介護予防・生活支援サービス利用者のケアマネジメント ○訪問型サービス A・C 及び通所型サービス B・C 事業対象者のプラン作成
	一般介護予防事業 (法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号)	○介護予防教室等の普及啓発 ○地域回想法の実施（委託） ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施（委託）	○介護予防教室等の普及啓発 ○介護予防教室の開催
指定介護予防支援事業（法第 8 条の 2 第 16 項）		○要支援 1・2 で介護予防給付サービスを利用している者のケアマネジメント	○要支援 1・2 で介護予防給付サービスを利用している方のケアマネジメント

## 八戸市地域包括支援センターが行う事業の関係条文

## 1. 包括的支援事業

総合相談支援事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号)	被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
権利擁護事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号)	被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号)	保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
在宅医療・介護連携推進事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号)	医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）
生活支援体制整備事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号)	被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業
認知症総合支援事業 (法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号)	保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業
地域ケア会議の実施 (法第 115 条の 48)	<p>市町村は、第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。</p> <p>2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。</p> <p>3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。</p>
家族介護支援事業 (法第 115 条の 45 第 3 項第 2 号)	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業

第1号介護予防支援事業  
(法第115条の45第1項第1号ニ)

居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号訪問事業、第一号通所事業又は第一号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第一号介護予防支援事業」という。)

一般介護予防事業  
(法第115条の45第1項第2号)

被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業を除く。)

## 3. 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業  
(法第8条の2第16項)

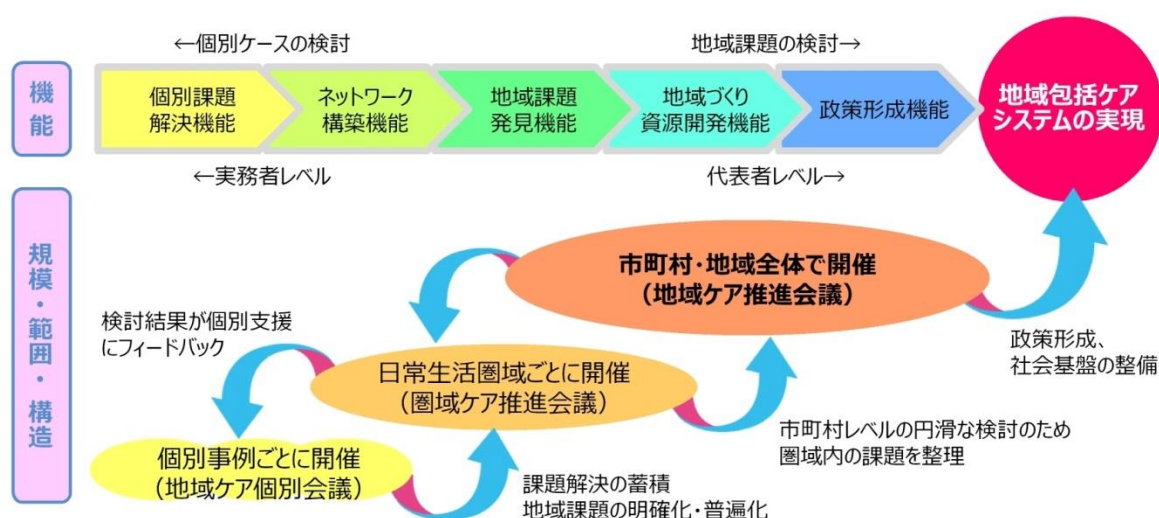
この法律において「介護予防支援」とは、居宅要支援者が第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、特定介護予防・日常生活支援総合事業(市町村、第115条の45の3第1項に規定する指定事業者又は第115条の47第6項の受託者が行うものに限る。以下この項及び第32条第4項第2号において同じ。)及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス(以下この項において「指定介護予防サービス等」という。)の適切な利用等を行うことができるよう、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。)を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。



## 地域ケア推進会議について

### 1. 地域ケア会議とは

- 地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者の個別課題について、医療・介護の多職種や住民等の地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有し解決を図るとともに、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発や政策形成を図るもの。
- 開催規模や範囲、会議が有する機能により、「地域ケア個別会議」「圏域ケア推進会議」「地域ケア推進会議」に分類。
- 地域ケア推進会議（八戸市地域包括支援センター運営協議会）においては、各圏域ケア推進会議で協議された地域課題等をもとに、地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の現状を共有し、市町村レベルの対策を協議する。



### 2. 平成 30 年度開催計画

- |              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 地域ケア個別会議 | 各高齢者支援センターにおいて、年 6 回以上開催 (72 回以上) |
| (2) 圏域ケア推進会議 | 各高齢者支援センターにおいて、年 2 回以上開催 (24 回以上) |
| (3) 地域ケア推進会議 | 地域包括支援センターにおいて、年 1 回開催            |

※当該開催計画については、平成 30 年 7 月 24 日開催の第 1 回八戸市地域包括支援センター運営協議会において承認されたもの。

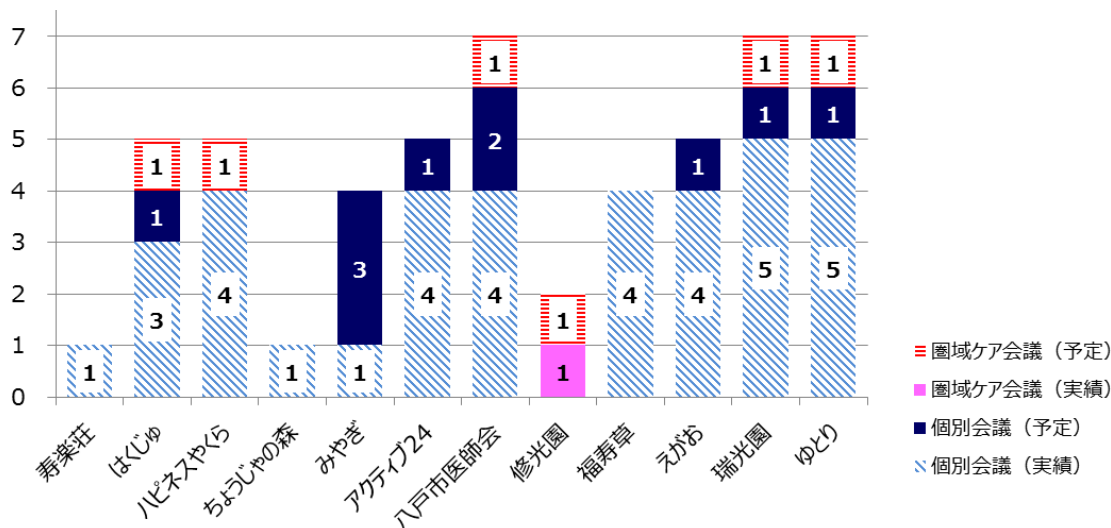
### 3. 平成 30 年度 地域ケア個別会議・圏域ケア推進会議開催状況

#### (1) 開催回数 (平成 31 年 1 月末現在)

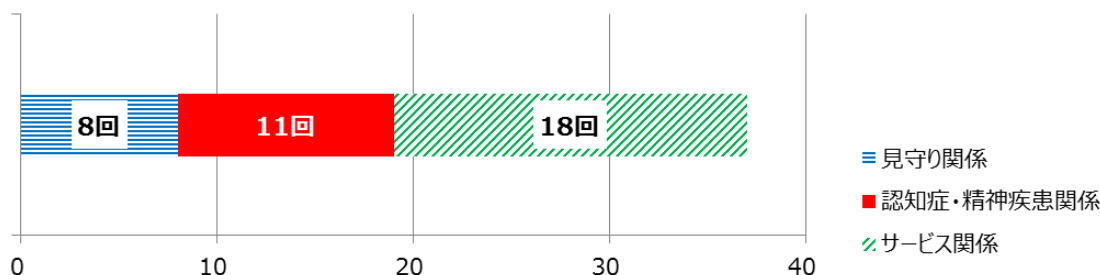
- |            |         |          |
|------------|---------|----------|
| ①地域ケア個別会議  | 36 回    | } 計 37 回 |
| ②圏域ケア推進会議  | 1 回     |          |
| ③地域課題抽出検討会 | 2 回 (※) |          |

※各高齢者支援センターが地域ケア個別会議や圏域ケア推進会議を積極的に開催できるよう、グループワークを通じて地域課題の抽出や解決策の検討を行うとともに、情報共有、情報整理を図った。

(2) 高齢者支援センター別開催回数（開催予定含む）



(3) 会議開催テーマ



(4) 主な会議開催テーマ及び検討を要する課題

	テーマ	検討を要する課題
見守り	家族の支援を拒否し、今後の独居が困難の予想	見守り体制の構築と病院受診
	サービス拒否の利用者とその家族への支援	CM と地域住民とのつながり、信頼関係構築
	視力障害の独居高齢者の支援	見守り体制の構築、地域交流サロンの立ち上げと参加
認知症等	若年性認知症への地域としての支援	認知症対応普及啓発、CM への声かけ、介護者へのフォロー
	認知症高齢者と障がい者の親子への支援	相談窓口の周知、関係性構築、認知症チーム活用、勉強会
	認知症高齢者の在宅生活継続のために	さりげない見守りのネットワーク化、栄養の見直し、認知症の公民館講座の開催
サービス	助言を受け入れない介護者へのアプローチ	訪看等専門職の支援者を増やす、地域の協力者を得る
	終末期を自宅で過ごしたい	地域でできる支援体制、病院・検診拒否の支援
	身寄りの無い介護の必要な方への支援	何かあったときにどうしたらよいか、関係者と情報共有、本人の意向確認

## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされていることから、承認を受けるもの。

### 1. 委託事業所

	事業所名（法人名）	事業所所在地	
事後承認	介護計画ケア・グー (株式会社ケア・グー)	青森市奥野二丁目 20-1	※1
事後承認	こうのすケアセンターそよ風 (株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ)	埼玉県鴻巣市天神 4 丁目 32-1	※2
事後承認	居宅介護支援センタークローバーズ・ピア (社会福祉法人信和会)	八戸市南郷大字市野沢 字山陣屋 36-50	

※1 介護計画ケア・グーについては、当市に住民登録がある要支援認定者が、青森市の有料老人ホームに一時的に住む間、当該地域で介護サービスを利用したいとの申出があったため、同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを実施するもの。よって、「2. 職員に関する事項」の一部及び「3. 給付管理者数」については省略。

※2 こうのすケアセンターそよ風については、当市に住民登録がある要支援認定者が、埼玉県鴻巣市に一時的に住む間、当該地域で介護サービスを利用したいとの申出があったため、同事業者へ業務を委託し、介護予防ケアマネジメントを実施するもの。よって、「2. 職員に関する事項」の一部及び「3. 給付管理者数」については省略。

### 2. 職員に関する事項

事業所名	勤務形態		予防プラン 作成経験 年数	受持利用者数		事業所全体の 要支援者及び 事業対象者 受託可能件数
	常勤・非 常勤の別	専従・ 兼務の別		うち給付 管理件数		
介護計画ケア・グー ※基準日：H30.7.1	常勤	兼務	6年	—	—	—
こうのすケアセンター そよ風 ※基準日：H30.9.1	常勤	専従	4年	—	—	—
居宅介護支援センター クローバーズ・ピア ※基準日：H30.9.1	常勤	専従	4年	30人	25人	25件
	常勤	専従	3年	20人	17人	
	常勤	専従	1年	0人	0人	

### 3. 給付管理者数 (平成 30 年 9 月分)

事業所名	事業 対象者	要支援		要介護					計
		1	2	1	2	3	4	5	
居宅介護支援センター クローバーズ・ピア	6 人	3 人	4 人	17 人	9 人	7 人	6 人	3 人	55 人

### 4. 委託事業所数

当該事業所を含め、委託事業所数 85 事業所。今後の委託可能見込件数 98 件。  
(参考：平成 30 年 4 月～12 月末現在の委託総数 3,588 件)